

第22回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 平成31年 3月26日(火曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 59号 農地の賃借料情報の算定について | |
| 第 5 | 報告第 60号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 61号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 7 | 議案第106号 下限面積(別段面積)の設定について | |
| 第 8 | 議案第107号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 2件 |
| 第 9 | 議案第108号 現況証明願について | 4件 |
| 第10 | 議案第109号 農業振興地域整備計画の変更について | 3件 |
| 第11 | 議案第110号 農地法第3条の規定による許可申請について | 5件 |
| 第12 | 議案第111号 農地法第5条の規定による許可申請について | 1件 |
| 第13 | 議案第112号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |
| 第14 | 議案第113号 職員の出向について | |
| 第15 | 議案第114号 職員の任用について | |

○出席委員(14名)

1番 澁谷 洋 君	2番 高松 俊男 君	3番 高原 文男 君
4番 橘 澄子 君	5番 嶋中 勝 君	6番 甲斐やす子 君
8番 大泉 義明 君	9番 渡邊 裕義 君	10番 平間 清 君
11番 類瀬 正幸 君	12番 熊谷 英二 君	13番 津野 斉 君
15番 高橋 政寿 君	16番 佐瀬日出夫 君	

○議事参与の制限を受けた委員(1名)

■番 ■■■■■ 君

○欠席委員(2名)

7番 森田 享子 君 14番 笛木 眞一 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 小幡 裕也 君
主 査 高橋 望 君	主 事 湊谷 省吾 君

(会長 佐瀬日出夫君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 只今から第22回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は14名、欠席2名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時13分開会)

◎開会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

8番・大泉君 9番・渡邊君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第2。会期決定を議題と致します。

第22回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第59号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第4。報告第59号、農地の賃借料情報の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

報告第59号についてご説明させていただきます。

農地の賃借料情報の設定について、農地法第52条の規定に基づき、農地の賃借料情報を次のとおり設定したので報告するものであります。

標茶町賃借料情報は、別紙のとおりであります。

平成30年1月から12月までに締結（公告）された賃借料における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1. 畑（牧草畑）の部。

締結（公告）された地域名は、標茶町全域。

平均額 2,400 円。

最高額 3,200 円。

最低額 700 円。

データ数は 400 筆。

なお、この標茶町の賃借料情報につきましては、4 月よりホームページで公表させていただきます。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第 59 号は報告のとおり承認されました。

◎報告第 60 号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第 5。報告第 60 号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容 1 件を議題と致します。

番号 1 を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第 60 号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり 1 件となっております。

番号 1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

あっせん委員長、笛木委員。

あっせん委員、高原委員、熊谷委員、大泉委員。

報告年月日、平成 29 年 9 月 6 日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字標茶 646-11。

現況地目、畑。

面積、18,091 m²外 9 筆、合計面積は 66,358 m²。

価格、864,000 円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入。

なお、番号1につきましては、笛木委員に報告を依頼しておりましたが、本日欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、代わりに事務局より報告させていただきます。

報告第60号、番号1について報告致します。

平成30年5月9日に、あっせん委員の指名があり、平成29年8月29日に大泉委員、高原委員、熊谷委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行い価格を決定し、あっせん委員長に互選された私より、[REDACTED]さんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得たので平成29年9月6日に[REDACTED]において、第2回あっせん委員会を開催し、譲受希望者を調整したところ、[REDACTED]さんに決定しました。

詳細については、事務局説明のとおりです。

以上で笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、14番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第60号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第61号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第6。報告第61号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

報告第61号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件であります。

番号1。

所有者、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

転用者、[REDACTED]、[REDACTED]

[REDACTED]さん。

土地の所在、オソツベツ359-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、賃貸借。

転用目的、電気通信基地局設備の設置。

転用計画内容、期間永久となっております。

番号1につきましては、調査委員であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

報告第61号、番号1について報告致します。

3月19日に高松委員、平間委員と私、事務局より湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料12ページから13ページに記載されていますので、ご覧いただきたいと思っております。

申請者は、XXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、先ほど事務局より説明のありましたとおり、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で説明終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、報告第61号内容1件については報告のとおり承認されました。

◎議案第106号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第7。議案第106号、下限面積（別段面積）の設定についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷 省吾君） はい。

議案第106号について説明させていただきます。

下限面積（別段面積）の設定について。

農地法第3条第2項第5号に基づき設定する面積において、別段面積を設定しない理由について、下記のとおり議決を求めるものであります。

1. 農地法施行規則第17条第1項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積

を特に定めないとすること。

理由、2015年農林業センサスで、町内の農家で2ヘクタール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割を超えているため。

2. 農地法施行規則第17条第2項の規定について

方針、農地法第3条第2項第5号で定められた別段面積を北海道2ヘクタールに準じ、別段面積を特に定めないとすること。

理由、町内の耕作放棄地率は、0.15%と低い現状であるため。

なお、報告につきまして、農地部副部長である嶋中委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第106号について報告致します。

3月26日議員説明室において、全体協議会を開催し、下限面積の設定について検討致しました。

事務局の説明のとおり、町内の大半の農家は2ヘクタール以上の面積を有していることや、耕作放棄地率が0.15%と低いため、下限面積を設定しないことと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって事務局の説明並びに、農地部副部長5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第106号は原案可決されました。

◎議案第107号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第8。議案第107号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容2件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第107号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示、別紙のとおり2件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字熊牛原野13線東8-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、17,046㎡外7筆、合計面積は177,915㎡となっております。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成23年3月4日。

契約期間は、平成23年3月4日から平成33年3月3日までとなっております。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月1日。

土地の引渡し時期、平成31年3月1日。

なお、調査結果につきましては、渡邊委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 9番・渡邊君。

○9番(渡邊裕義君) 9番・渡邊です。

議案第107号、番号1について報告致します。

3月13日に、現地を確認を行っております。

本件につきましては、それぞれ賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

番号1、賃貸人■■■■さんと、賃借人■■■■の土地の引渡し時期は、平成31年3月1日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月1日と確認をしております。

それぞれ引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号2。

賃貸人、■■■■、■■■■さん。

賃借人、■■■■、■■■■さん。

土地の表示、字中チャンベツ289-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、2,196㎡。

設定内容は、賃貸借。

契約年月日、平成27年4月30日。

契約期間、平成27年4月30日から平成39年4月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、平成31年3月11日。

土地の引渡し時期、平成31年3月11日。

なお、調査結果につきましては、甲斐委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 6・甲斐君。

○6番(甲斐やす子君) 6番・甲斐です。

議案第107号、番号2について報告致します。

3月18日に、現地調査をしてまいりました。

本件につきましては、賃貸人■■■■■さんの要望により、賃借人■■■■■さんと合意解約するものです。

土地の引渡し時期は、平成31年3月11日で、賃貸借の解約が合意された年月日は平成31年3月11日と確認しており、引渡し期限前6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、知事の許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあられました6番・甲斐君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

以上をもって、議案第107号、内容2件については原案可決されました。

◎議案第108号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第9。議案第108号、現況証明願について、内容4件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

議案第108号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり4件であります。

番号1。

土地の所在、字虹別原野106。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積、3, 105 m²外20筆、合計面積が39, 397 m²。

農地区分、一般民有地。

利用状況は、山林となっております。

所有者名、■■■■さん。

申請者名、■■■■さん。

調査委員は、笛木委員、熊谷委員、大泉委員。

調査年月日は、平成29年8月28日となっております。

なお、調査結果につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりましたが、本日は欠席しておりますので、届いております調査報告をもとに、代理報告をさせていただきます。

議案第108号、番号1について報告致します。

表記案件については、あっせん案件でありまして、平成29年8月28日に、熊谷委員、大泉委員と事務局より相撲局長、湊谷主事、所有者の吉原さんの案内で現地を確認致しました。

資料の1ページから4ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林や宅地の立木状態となっております。

隣接農地とは、はっきり区分されておりました。

以上のことから、この土地は農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で、笛木委員の代理報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、14番・笛木君の代理報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

休憩致します。

休憩 午前10時35分

再開 午前10時35分

○会長（佐瀬日出夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて番号2を議題といたします。

なお、■■番・■■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号2について説明させていただきます。

土地の所在、字オソツベツ628-7。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、4,402㎡外1筆、合計面積は4,511㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況は、雑種地となっております。

所有者、XXXXXXXXXXさん。

申請者、XXXXXXXXXXさん。

調査委員氏名は、高橋委員、澁谷委員、高原委員、熊谷委員。

調査年月日は、平成30年9月21日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告をお願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第108号、番号2について報告致します。

表記案件につきましては、あっせん案件でありまして、平成30年9月21日に、澁谷委員、高原委員、熊谷委員と事務局より相撲局長と湊谷主事と私、土地所有者であります、XXXXXXXXXXさんの案内で現地を確認致しました。

資料の5ページから6ページをご覧ください。

当該地の現況は、宅地周辺の立木や雑種地などとなっており、隣接農地とはっきり分けられておりました。

以上のことから、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明並びに、現地調査にあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

続いて番号3を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号3について説明させていただきます。

土地の所在、字ヌマオロ原野27-3。

登記簿地目、畑。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、7, 197㎡外8筆、合計面積は65,691㎡。

農地区分、一般民有地。

利用状況、山林。

所有者は、 さん。

申請者は、 さん。

調査委員氏名は、高橋委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

調査年月日は、平成30年4月23日。

なお、調査結果につきましては、高橋委員より報告お願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第108号、番号3について報告致します。

表記案件につきましては、あっせん案件でありまして、平成30年4月23日に、澁谷委員、高松委員、平間委員と事務局より相撲局長と湊谷主事と、土地所有者であります さんの案内で現地を確認してきました。

資料の7ページから9ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっており隣接農地とはっきり区分けされておりました。

以上のことから、この土地は、農地採草放牧地以外であることを確認しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題といたします。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

番号4について説明させていただきます。

土地の所在、字上オソツベツ原野21。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

面積は、17,245㎡外5筆、合計面積は45,497㎡。

農地区分は、一般民有地。

利用状況、山林。

所有者、 さん。

申請者、 さん。

調査委員氏名は、高松委員、嶋中委員、高橋委員。

調査年月日は、平成29年11月16日であります。

なお、調査結果につきましては、高松委員より報告お願いいたします。

○会長（佐瀬日出夫君） 2番・高松君。

○2番（高松俊男君） 2番・高松です。

議案第108号、番号4について報告致します。

表記案件につきましては、あっせん案件でありまして、平成29年11月16日に、嶋中委員、高橋委員と、事務局より相撲局長と湊谷主事と、土地所有者の さんの案内で現地を確認致しました。

資料の10ページから11ページをご覧ください。

当該地の現況は、山林となっております隣接農地とはっきりと分けられておりました。

以上のことから、この土地は、農地採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号4について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、2番・高松君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

以上をもって、議案第108号、内容4件は原案可決されました。

◎議案第109号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第10、議案第109号、農業振興地域整備計画の変更について、内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第109号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字オソツベツ359番1。

現況地目、畑。

面積、27,382㎡の内25㎡。

事業計画の名称、電気通信基地局設備の建設。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、2月18日。

事業の規模等、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、電気通信基地局設備を設置するものであります。

土地選定の理由、当該地は、地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

番号1につきましては、調査委員であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第109号、番号1について報告致します。

3月12日に事務局より調査の依頼があり、3月19日に高松委員、平間委員と私、事務局より湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の12ページから16ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが携帯電話基地局を設置するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうか意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおりと確認しています。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号2について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字オソツベツ原野28線57番1。

現況地目、原野。

面積、23,931㎡の内820.86㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅165.94㎡。

土地所有者、[REDACTED]さん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号2につきましては、調査委員であります高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 15番・高橋君。

○15番（高橋政寿君） 15番・高橋です。

議案第109号、番号2について報告致します。

3月12日事務局より調査の依頼があり、3月19日に高松委員、平間委員と私、事務局より湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の17ページから19ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、[REDACTED]で酪農経営を行う[REDACTED]さんが農家用住宅を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画につきましても記載のとおり確認しました。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君）はい。

番号3について説明させていただきます。

区分、除外。

地番、字上多和原野西1線90番地4。

現況地目、畑。

面積、8,724㎡の内283.88㎡外1筆、合計面積は697.33㎡。

事業計画の名称、農家住宅建設事業。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、除外後。

事業の規模等、住宅67.23㎡。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、新たに農家住宅を建設するものであります。

他法令の許認可の見通し、農地法第5条申請中。

土地選定の理由、当該地は、住宅建設地とすることにより農業経営の上で有利となり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、番号3につきましては、調査委員であります大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉です。

議案第109号、番号3について報告致します。

3月8日事務局より調査の依頼があり、3月15日に高原委員、笛木委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の20ページから22ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXで酪農経営を行うXXXXXXXXXXさんが農家用住宅を建設するために、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

調査の結果、妥当と判断し問題ないと思われまます。

この除外を受けようとする土地の表示及び状況、また除外しようとする面積は記載のとおり確認しています。

除外しようとする内容及び、目的、計画についても記載のとおり確認しています。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第109号、内容3件については原案可決されました。

◎議案第110号

○会長(佐瀬日出夫君) 日程第11、議案第110号、農地法第3条の規定による許可申請について内容5件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

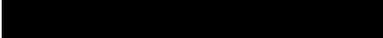
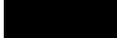
○農地係(湊谷省吾君) はい。

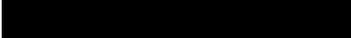
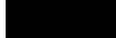
議案第110号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり5件となっております。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字西標茶67-2。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、1.07㎡外23筆、合計面積は113,982.28㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

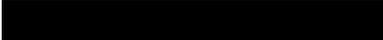
資金調達の方法及び価格、資金借入1,227,000円。

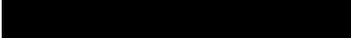
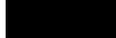
世帯員又は構成員、譲渡人が3名、譲受人が2名となっております。

畑、採放地につきまして、譲渡人が113,982.28㎡、譲受人が375,960㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

続いて番号2。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字西標茶159-3。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、25,474㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、資金借入382,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が3名、譲受人が2名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が25,474㎡、譲受人が375,960㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号1、2につきましては、調査委員であります熊谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 12番・熊谷君。

○12番（熊谷英二君） 12番・熊谷。

議案第110号、番号1、2について報告致します。

2月26日に、事務局より調査依頼があり、3月8日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおりを確認しました。

譲渡人の■■■■さんと■■■■さんは、相手方要望のため農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは粗飼料確保のため今回の申請となりました。

権利を取得する、■■■■さんの世帯員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認致しました。

■■■■さんが申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認をしました。

農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

■■■■さんの経営面積は申請地を含め約51.5haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました12番・熊谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

番号3について説明させていただきます。

譲渡人、[redacted]、[redacted]さん。

譲受人、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字中チャンベツ701-1。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、5,754㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は粗飼料確保のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金259,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が2名、譲受人が3名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が5,754㎡、譲受人が2,578,421㎡うち借入地が1,862,425㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号3につきましては、調査委員であります類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 11番・類瀬君。

○11番（類瀬正幸君） 11番・類瀬。

議案第110号、番号3について報告致します。

2月27日に、事務局より調査依頼があり、3月10日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[redacted]さんは、相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の[redacted]

[redacted]さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[redacted]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[redacted]が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認をいたしましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[redacted]の経営農地面積は申請地を含め約292.8haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました11番・類瀬君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係(湊谷省吾君) はい。

番号4について説明させていただきます。

譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の所在、字塘路309-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、99,419㎡外11筆、合計面積は350,525㎡。

契約の種類、売買。

権利移転設定の理由、譲渡人は相手方要望、譲受人は経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格、自己資金21,600,000円。

世帯員又は構成員、譲渡人が1名、譲受人が3名。

畑、採放地につきましては、譲渡人が350,525㎡、譲受人が2,578,421㎡うち借入地が1,862,425㎡となっております。

経営の状況につきましては、省略させていただきます。

番号4につきましては、調査委員であります類瀬委員より報告をお願い致します。

○会長(佐瀬日出夫君) 11番・類瀬君。

○11番(類瀬正幸君) 11番・類瀬。

議案第110号、番号4について報告致します。

3月6日に、事務局より調査依頼があり、3月10日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[REDACTED]さんは、相手方要望のため土地を譲渡し、譲受人の[REDACTED]

[REDACTED]さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

権利を取得する、[REDACTED]の構成員、所有地及び経営地の状況は記載のとおり確認しました。

[REDACTED]が申請地を譲受け後、農地すべてについて、耕作を行い、農作業に常時従事するかについても、申請書に記載されたとおり確認をいたしましたので、農地すべてについて耕作に常時従事すると認められます。

[REDACTED]の経営農地面積は申請地を含め約292.8haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長(佐瀬日出夫君) 以上をもって番号4について事務局の説明、並びに現地調査にあられたました11番・類瀬君の報告を終わります。

■さんの経営農地面積は申請地を含め約64.4haとなりますので、下限面積要件は満たしています。

権利取得後に農作業に従事し、耕作することによる周辺農地への影響はなく、効率的かつ総合的に利用されると認められます。

以上のことから、農地法第3条第2項各項に該当せず、要件を満たしており、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号5については原案可決されました。

（■君復席）

以上をもって、議案第110号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第111号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第12。議案第111号、農地法第5条の規定による許可申請について、内容1件を議題といたします。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係湊谷君。

○農地係（湊谷省吾君） はい。

議案第111号について説明させていただきます。

農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による農地等転用のための権利移転（設定）の許可申請があった下記の件について、意見を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、■、■さん。

転用者、■、■さん。

土地の所在、字上多和原野西1線90-4の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、283.88㎡外1筆、合計面積は697.33㎡。

農地区分、農振農用地区域内農地。

土地利用計画、農振農用地区域。

契約内容、使用貸借。

転用目的、農家住宅の建設。

転用計画内容、期間、許可日から永久。

農家住宅67.23㎡、土地造成630.10㎡。

事業費、20,800,000円となっております。

番号1につきましては調査委員を、高原委員、大泉委員、笛木委員に依頼しておりますが、大泉委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 8番・大泉君。

○8番（大泉義明君） 8番・大泉。

議案第111号、番号1について報告いたします。

3月8日に事務局より調査の依頼があり、3月15日に高原委員、笛木委員と私、事務局より相撲局長、湊谷主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料の20ページから22ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXで酪農経営を行うXXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に農家用住宅建設を目的とした永久転用の申請をするものです。

この転用を受けようとする土地の表示及び状況、また転用しようとする面積は記載のとおりと確認しています。

農地区分は、農振農用地区域内の農地と判断致します。

転用しようとする契約内容及び転用目的、転用計画については記載のとおりと確認しております。

実行性、信用力については、転用に係る行為を遂行できると認められ、転用面積についても妥当な面積と判断致します。

周辺農地へ及ぼす被害や支障等は認められません。

農振農用地区域内の農地は原則不許可ですが、今後も営農を続けていく上で、必要な施設の建設であることから、この転用については問題ないものと判断致しました。

以上で報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました8番・大泉君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案第111号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第112号

○会長（佐瀬日出夫君） 日程第13。議案第112号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第112号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり8件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字オソツベツ409-4。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、5,108㎡外19筆、合計面積は371,007㎡。

利用権設定等の種類、所有権の移転。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、売買。

所有権移転の時期は、平成31年3月29日。

対価の支払期限は、平成31年4月26日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格は、14,257,000円。

支払方法は、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、対価の支払期限、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、
さん。

利用権の設定等をする者、
さん。

土地の所在、字標茶646-11。

地目、登記簿、原野。

現況、畑。

面積、18,091㎡外9筆、合計面積は66,358㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

価格は、864,000円となっております。

なお、番号1から番号2までは、あっせん案件でありますので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件は原案可決されました。

お諮り致します。

番号3から番号7まで内容5件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐瀬日出夫君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号3から番号7まで内容5件について、一括議題と致します。

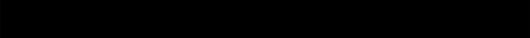
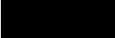
事務局より内容説明させます。

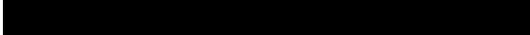
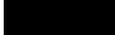
振興係長小幡君。

○振興係長(小幡裕也君) はい。

番号3から番号7まで説明させていただきます。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線40-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,904㎡外6筆、合計面積は54,281㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間は、平成31年3月29日から平成41年3月28日まで。

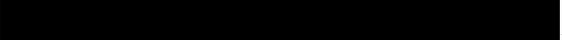
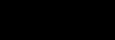
土地の引渡時期は、平成31年3月29日。

金額は、年間25,000円。

支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号4から番号5まで、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号3と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野基線41-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、10,181㎡外7筆、合計面積は100,528㎡。

金額は、年間49,000円。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。
土地の所在、字上オソツベツ原野4線西3-1。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、11,408㎡外8筆、合計面積は102,302㎡。
金額は、年間92,000円。
番号6。

利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。
利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。
土地の所在、字上オソツベツ原野5線西1-1。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、27,912㎡外2筆、合計面積は41,798㎡。
利用権設定等の種類、賃借権の設定。
利用権設定等の内容、普通畑。
成立する法律関係、賃貸借。
利用権の期間は、平成31年3月29日から平成41年3月28日まで。
土地の引渡時期は、平成31年3月29日。
金額は、年間30,000円。
支払方法は、毎年11月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号7につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号6と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号7。
利用権の設定等を受ける者、[redacted]、[redacted]さん。
土地の所在、字上オソツベツ原野5線西1-2。
地目、登記簿、現況共に畑。
面積、13,476㎡。
金額は、年間10,000円。

なお、番号3から番号7まで、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐瀬日出夫君） 1番・澁谷君。

○1番（澁谷 洋君） 1番・澁谷です。

議案第112号、番号3から番号7について報告致します。

3月8日付けで事務局より調査依頼がありまして、3月13日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[redacted]さんと[redacted]さんは、相手方の希望により農地を貸付けするものです。

借主の[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さん、[redacted]さんは農地を借受け、粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受人は認定農業者となっており、農地のすべてを効率的に利用して、耕作を行い、農作業に常時従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号、各要件を満たし適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

以上報告終わります。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって番号8について事務局の説明、並びに現地調査にあたられたました9番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案112号、内容8件は原案可決されました。

○会長（佐瀬日出夫君） 続きまして追加議案が配布されておりますので、審議を行います。

◎議案第113号

○会長（佐瀬日出夫君） 議案第113号、職員の出向について、を議題と致します。事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第113号について説明させていただきます。

職員の出向について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員の出向について承認を求めるものであります。

1. 出向する者の職氏名及び生年月日

振興係 主査 高橋 望 昭和53年11月19日生まれ。

農地係 主事 湊谷 省吾 平成3年11月28日生まれ。

2. 出向発令年月日は、平成31年4月1日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君） ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案113号については承認されました。

◎議案第114号

○会長（佐瀬日出夫君） 続いて議案第114号、職員の任用についてを議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長小幡君。

○振興係長（小幡裕也君） はい。

議案第114号について説明させていただきます。

職員の任用について、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり農業委員会事務局職員として任用したいので承認を求めるものであります。

1. 任用する職員の職氏名及び生年月日

振興係 主任 不藤 さとみ 昭和57年 7月 1日生まれ

農地係 主任 大河原 広 平成 1年 4月13日生まれ

2. 任用年月日は、平成31年 4月 1日であります。

以上です。

○会長（佐瀬日出夫君）以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐瀬日出夫君）ご異議ないものと認めます。

以上をもって、議案114号については承認されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） これをもちまして、第22回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐瀬日出夫君） 第22回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

御苦労さまでした。

（午前11時32分閉会）